

平成28年11月18日

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について

1 根拠

千葉県環境影響評価条例（平成10年6月19日 条例第26号）

2 事業概要

- (1) 事業者の名称：市川市
- (2) 対象事業の種類の詳細：廃棄物焼却等施設の新設
- (3) 対象事業実施区域の位置：市川市田尻1003番地外
- (4) 対象事業の規模：処理能力約440トン/日（3炉）

3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

市川市、船橋市

4 事業計画概要書

送付：平成28年 9月 2日（金）
公告：平成28年 9月20日（火）
縦覧：平成28年 9月20日（金）～10月20日（木）

5 環境影響評価方法書

送付：平成28年10月 7日（金）
公告：平成28年10月21日（金）
縦覧：平成28年10月21日（金）～11月21日（月）
方法書説明会：平成28年11月12日（土）、13日（日）
【市川市内3回】
住民等意見提出期限：平成28年12月 6日（火）
市町村長意見提出期限：平成28年12月19日（月）
知事意見提出期限：平成29年 3月 6日（月）

6 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

- (1) 諮問、審議：平成28年10月21日（金）
- (2) 現地調査：平成28年11月 7日（月）
- (3) 審議：平成28年11月18日（金）
- (4) 審議：平成28年12月16日（金）（予定）